

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では約16万人の非正規社員が、事業に不可欠な社員として働いています。

郵政労契法20条裁判最高裁判決は2020年10月15日に夏期・冬期休暇や有給の病気休暇を非正規社員に与えないことは不合理な格差と判断しました。これにより無期転換社員＝アソシエイト社員に有給の病気休暇制度が実現しました。しかし有期雇用社員にはこの制度は適用されていません。全ての非正規社員が有給の病気休暇を取得できる制度の実現など、最高裁判決を職場に活かすためには課題が山積しています。

夏期冬期休暇では、これまで正社員に付与されていた各3日から非正規社員を含めた全社員に各1日付与へと変更するとしてきました。会社は、正規と非正規の格差をなくすためと言いますが、全社員に3日ずつ付与しなければ、本当の意味での格差是正にはなりません。会社が判決を遵守し真の格差是正を行うのであれば、全ての社員に各3日ずつ付与すべきです。

働き方改革関連法が施行され同一労働同一賃金のガイドラインに「労働者の貢献に応じて支給するものについて、また一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給すべき」とあります。正社員との大きな年収格差となっている賞与も是正を行うべきです。

一昨年から続く物価高騰は暮らしを直撃しています。実質賃金は下がり続け、厳しい生活を強いられ多くの非正規社員が苦しんでいます。また、人手不足により利用者へのサービス低下が懸念されているにもかかわらず、会社は「JPビジョン2025（中期経営計画）」で35000人の人員削減を行おうとしているもと多くの非正規社員が雇用不安を抱えています。

いまこそ、多くの非正規社員が働く企業として、均等待遇と希望する非正規社員全員の正規社員への転換で、すべての非正規社員が将来に希望を持ち働きつづけられるよう以下の要請項目の実現を強く求めます。

(要請項目)

1. 無期転換社員＝アソシエイト社員を転換後2年で、希望者全員を正社員へ採用（登用）すること
2. 正社員への採用（登用）は、勤続年数を考慮し公正・公平に行うこと。登用数については大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある一時金、諸手当、福利厚生などを是正すること

20 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 増田 寛也 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

(取り扱い団体) 郵政リストラに反対し、労働運動の発展をめざす全国共同会議

(問合せ先・送付先)

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内